

タクシー乗務員指導者に対する

普通2種免許取得研修者に対する指導のポイント（第1回）

はじめに

タクシー乗務員の指導者の方、日々の安全指導ご苦労様です。

昨今の乗務員不足に対して新しく乗務員を養成するにあたり、自動車運転免許試験場で直接技能試験を受ける研修生を指導されていると思います。

しかし、筑豊試験場や筑後試験場で直接技能試験を受ける際、両試験場ともに初回受験の後は予約制で2回目受験まで2週間（筑後試験場は1週間）の期間が空き合格までに長い期間を要しています。

そこで、場内、路上試験を受験する際に気を付けるポイントを書き出していますので教習生に対する指導に役立ててください。

◎ 場内試験

まず、自分の試験順番になる試験車両に乗り込み出発するまでの減点項目

※ 試験は試験車に乗り込むところから降りてドアを閉めるまでの間を採点します。

2種の場内試験は鋭角コース、方向変換、縦列コースを行います

場内試験後に80点以上点数が残っていれば路上試験に移行します

課題

(1) 鋭角コース

コースに前進で進入し1回以上3回以内の切返しで通過します。

- 切返しのために停止した際、次に進行する方向の確認をしない（安全不確認）
- 内輪差で脱輪

(2) 方向変換

コースに進入しバックして向きを変えてコースを出る

（駐車措置をとる必要はない）

- コースを通過する際に変換場所の確認をしない
- 向きを変えるため後進する前に目視確認をしない
- 方向変換後に合図をしない

(3) 縦列駐車

コースに前進で進入し、バックして左後方の駐車場所に駐車する

- ・ 後進する際後方の安全確認をしない
- ・ 2回以上の切返しを行う
- ・ 駐車措置をしない
- ・ 発進合図をしない
- ・ 発進時の安全確認をしない

減点項目

(1) 安全不確認

- ・ 乗車する際に進行する車両の直前を確認しない
- ・ ドアを開ける際に後方の安全確認をしない
- ・ 発進する際に直接目視又はミラーにより車両の周囲、内外の確認をしない
- ・ 停止し動き出す前に進行方向の安全確認をしない（目視又はミラー）

(2) 安全措置不適

- ・ ドアを完全に閉めない
- ・ バックミラーが合っているか確認しない
- ・ サイドブレーキを戻さずに走行
- ・ シートベルトをしない

(3) 運転姿勢不良

- ・ シートの調節をしないため不自然な姿勢で運転
- ・ ハンドルに正対していない
- ・ 直進中、両手でハンドルを握っていない、下側だけ握る
- ・ カーブ時に両腕を交差したまま走行
- ・ 常にブレーキに足をのせている（ペダルを踏んでいる）

(4) 合図不履行

- ・ 発進する際に合図をしない
- ・ 発進し進路変更が終わるまで合図を継続しない
- ・ 合図をやめない

(5) 逆行（車が進行方向と反対に動いたとき）

0.3m、0.5m、1.0mで減点数が異なる

以上場内試験を受ける際に注意するポイントを記載しました。

路上試験も同様に減点ポイントがあり、道路状況、天候、時間、他の通行車両が試験に影響します。

次回は路上試験について注意するポイントを解説します。

タクシー乗務員指導者に対する

普通2種免許取得研修者に対する指導のポイント（第2回）

今回は路上試験に対する指導のポイントです。

場内試験を20点以内の減点でクリアできた方は路上試験に移ります。

路上試験は場内試験と異なり自分が運転する試験車両に、他の交通要因が関連し、非常に難度が高いイメージがあります。

しかし、路上試験を受験する上で、普通1種免許と普通2種免許で異なる部分は、指定場所停車、直前停車、Uターンの課題が追加されているだけで、基本走行について特に採点が厳しいというわけではありません。

路上試験を受験する際に気を付けるポイントを書き出していますので教習生に対する指導に役立ててください。

なお、減点項目は場内試験で適用される項目と同じで、他に適用する項目が出た場合その時点で説明します。

① 路上試験

まず、自分の試験順番になる試験車両に乗り込み出発するまでの減点項目

※ 試験は試験車に乗り込むところから降りてドアを閉めるまでの間を探点します。

複数受験者がいた場合、その組（2人1組で試験をします）の場内試験が終了した後、一旦出発点（スタート位置）に戻って次番者と交代して路上試験を行いますが、前の受験者が不合格の場合や受験者が1名のみの場合、そのまま路上試験に移る場合もあります。

路上試験のコースは3コースあり、1つの試験コースを2人組のペアで行うので1つの試験コースについて1-①（往路）、1-②（復路）、1-③（1人用）と設定しているので3コース×3で9のコースがあり、それぞれのコースに課題が設けられています。

課題

(1) 指定場所停止（車）

路上コース走行中に試験官から「左前方の〇〇に左のドアを合わせて停車してください。」と街灯のポールや街路樹等を指定されます。

受験者は指定された目標物に左側のドアの中央を合わせて停車します。

(2) 直前停止（車）

路上コース走行中に試験官から「ここで止めてください。」と指示されますので停車可能な場所を探して停車してください。（必ず停車可能な場所があります）

(3) 禁止場所停止（車）

路上コース走行中に試験官から「この先の横断歩道で止めてください。」など駐停車禁止場所を指示されるので停車可能な場所を探して停車してください。
(指示場所の手前か先に停車可能な場所があります)

(4) Uターン等による方向変換

路上コース走行中に試験官から「このあたりでUターンをして向きを変えて進行してください。」と指示されますのでUターン（切り返しをしても可）をして進行してください。

※ ここで注意するのは

★ よく適用される減点項目

(1) 安全不確認（発進時などは前回で記載）

- ・ 交差点通過時（直前）に左右の安全確認をしない
- ・ 赤信号停車後、青信号で発信する際、交差点左右の安全確認をしない
- ・ 進路変更（右・左）時後方の安全確認をしない
- ・ ハンドルを操作（右・左）しながら（右・左）の安全確認 ※わき見
- ・ 左折時に巻込み確認をするタイミングが悪い（遅い、早い）
- ・ 踏切で一時停止した際、窓を開けて安全確認をしない

(2) 通行区分

- ・ 右側通行

駐車車両、歩行者、自転車を追越す場合に必要以上に右側にはみ出す

（車体全部）

- ・ 路側帯進入（対向車等がないのに路側帯を走行）（左折時に走行する）

(3) 速度維持関連

- ・ 制限速度が指定されている道路で先行する車両等ないのに概ね5Km/h以上低い速度で進行する
- ・ 標識等により最高速度が指定されている場所で概ね5Km/h以上高い速度で進行する
- ・ カーブ場所を走行中にブレーキをかけて速度を調節する
- ・ クラッチを踏み惰力で走行する

(4) 合図不履行

- ・ 合図が遅い又は明らかに早い

(5) 停止位置不適

- ・ 法令に基づく停止線の手前（概ね 2 メートル以上）で停止した場合
 - ・ 指定場所停車の課題でドア幅の 2 分の 1 以上離れて停車したとき
- (6) 車体感覚（側方感覚）
- ・ 移動物又は人が乗車していることが予測される駐停車車両などの可動物を追越し側方を通過する際に間隔を保たない（概ね 1 メートル）
 - ・ 建造物や人が乗車していないことが明らかな駐車車両の側方を通過する際間隔を保たない（0.5 メートル）
 - ・ 停止している車両に追いついて停止した場合に前車と概ね 1.5 メートル以上の距離を保たず又は保とうとしないとき
- (7) 進路変更（交差点変更）
- ・ 交差点を右左折する際に、右左折の準備のために試験車の進路を右または左に寄せて（1 メートル）走行しない
(進路変更は右左折する交差点の 30 メートル手前で終了すること)
 - ・ 右左折する際に右左折する方向と逆にハンドルを切る行為（右振り・左振り）
 - ・ 右折する際、進路を右に寄せたが、道路の中央から概ね 0.5 メートル以上離れているとき
- (8) 右左折方法
- ・ 交差点を左折する際に、交差点の道路左端から左後輪が概ね 1 メートル以上離れて通行したとき（左大回り）
 - ・ 交差点を右折する際、その交差点の中心の内側から概ね 2 メートル以上離れて通行したとき（右斜め）
 - ・ 右折する際、その交差点の中心の外側を右前車輪が通行したとき（右外）
 - ・ 左折する際に交差点の手前で二輪車の左側追い抜きを防ぐため概ね 30 メートル以上手前でできるだけ左に寄らないとき
- (9) 交差点進入禁止
- ・ 交差点を通行する際前方の交通状況を見誤り交差点内で停車することになった場合
- (10) 課題不履行
- ・ 技量不足のため停止指示場所に停車できない場合
- (11) 進行妨害
- ・ U ターン時や停車後の再発進の際、対向車、後続車を減速、停車させた場合
- (12) 横断者保護
- ・ 左右の見通しの悪い横断歩道を通過する際減速若しくは直ちに停車できるよう備えていないとき
- (13) 歩行者保護
- ・ 横断歩道のない場所において、歩行者が横断しているときにその歩行者の横

断を妨げるとき

(14) 安全間隔

- 歩行者や軽車両の側方を通過する際に徐行せず安全な間隔を保たない
試験車を認知しているときは概ね 1 メートル以上
試験車を認知していないときは概ね 1.5 メートル以上
対向車両や狭路において間隔が取れない場合に徐行しようとする
徐行しても危険と判断されるとき
- ★ 上記の間隔を取るため、必要以上に対向車線にはみ出した場合、反対方向からの交通を妨げる怖れがあるときあるときは「右側通行」を適用する

(15) 踏切不停车・踏切内变速

- 踏切の手前概ね 2 メートル未満手前までの範囲で停車せず又は停車しようとしない場合
- 踏切を通過中（踏切に車体の 2 分の 1 以上残っている）に变速操作を始めた場合

以上項目を列記して簡単に解説を加えていますが、文章では伝えられることに限りがあります。

実車を使用したり、実際のコースを走行して「こんな場合は」というところがあると思います。

できるだけお答えしたいと思いますが、試験官は「この受験者は理解しているのか」「この受験者に 2 種免許を与えてよいのか」を考えて「安全」で「円滑（スムーズ）」な運転ができる受験者を合格させているので指導員の方はその点も踏まえた指導をお願い致します。

追伸

受験者には、試験官から試験で不合格になったポイントをワンポイントアドバイスという形で試験後に説明を受けますが、最終的に不合格になった部分の行為くらいしか説明を受けません。

当然、場内試験で 5~10 点の減点があり、路上試験で 5~20 点の減点の積み重ねや、1 つの行為で不合格になった受験者は 1 番判りやすい減点行為の説明を受けるので次回、その部分を修正しても他の部分の減点が増えれば当然合格しません。

受けたアドバイスを忘れずに一つ一つ修正して試験を受けるので受験回数が増えることになります。

試験を受ける前にしっかり練習をして試験に備えましょう。

タクシー乗務員指導者に対する

普通2種免許取得研修者に対する指導のポイント（第3回）

少し時間が空きましたが、前回までの場内試験と路上試験のポイントの他に本来第1種免許を取得する時に習得しておくポイントについてミスをして減点され、不合格にならないためにおさらいとして解説します。

普通1種免許を取得する際には、仮免許試験として学科試験と場内試験、路上試験と学科試験を受けます。

これは、受験者に仮に免許を与えて他の運転者が通行している道路を走行させる知識・技量があるかを判断するための試験です。

更に、仮免許試験に合格した後は、一般道路を1日2時間以上、5日間以上の有資格者を同乗させて路上練習をします。

その後、学科試験、路上試験と受験していく訳ですが、運転免許を失効させた方で仮免許試験を免除され、学科試験・路上試験から受験する方もおられますので、そういう方が受験してミスを犯しやすいポイントが普通2種免許受験者の参考になると 思いますので説明します。

① 路上試験

自分の順番が来て試験車両に乗り込みます。

試験は「ドアを開けて乗り込む時から降車してドアを閉めるまで」を採点しますと説明を受け、更に用意が出来たら自分のタイミングで出発してくださいと説明されているので、発車するまでに必要な動作は

- ドアを開ける際の後方確認
- 運転席に座ってからシート位置の調整（合っていても動かす動作）⑤
- 後写鏡（バックミラー）、左右のドアミラーの調整と確認 ⑤
- シートベルトの装着 ⑩
- エンジンを始動する

ことが必要です。

たまに、準備ができたあと試験官に「準備が出来ました」と申告を求める試験官もいますが、試験官にあわせてください。

次に発進する際に使う動作ですが

場内の出発点からと路上試験中の出発点があるので、ここでは路上の出発点での注意点と動作を説明します。

- 発信前に周囲・後方の確認をする ⑩
- 発信合図（右方向指示器）を行う ⑤
(後方から連続して車両が接近していた場合は車両が途切れてから行う)
- 右後方の安全確認を行う ⑩
- ハンドルを操作して路側駐車位置から本線車道に合流する
 - ※ ここでの注意点は
安全確認は目視とミラーで行う（目視で見えない部分はミラーを使用する）
顔を左に回し後方の安全確認をした後、ルームミラーを確認、右後方を目視した後、前を見て発進する。
 - ※ よく、右後方を見ながら車を前方に動かし始める受験者が見られます。
(減点項目の安全不確認・わき見適用です。) ⑩

次に走行時の注意点を説明します。

発進した後本車線に合流して走行しますが、路上コースであることから当然他の通行車両や道路状況により適した動作が必要です。

- 後ろから車両が接近しているのに本線に移行したため後続車両が回避行動
やブレーキを踏んで減速した。（後車妨害） [危]
- 進行中、長時間ルームミラーで後方を確認しない ⑩
- 交差点通過時（直前）に左右の安全確認・信号機の灯火の確認をしない
(青信号で通過する際も含む) ⑩
- 横断歩道の左右の見通しが悪い場所を通過する際、左右の確認をしない ⑩
- 横断しようとする歩行者がいる場合に一時停止しない [危]
- 加速が出来ず、指定速度より遅い速度（5km以上）で走行する
(注意を2度受けたら) ⑩×2
- 一時停止場所の停止線、赤信号で停車する際の停止線を超えて停止する
(停止線がなければ交差点内) [危]
- 前方の交通状況により信号交差点を通過できず、交差点内で停車し他の交通
の妨害となった ⑩
- 前車に続いて停車する際、前車との距離が近い（1.5m未満） ⑩
- 前車が発進後、続いて発進しない（15m以上）
(注意を2度受けたら) ⑩×2
- 片手ハンドル ⑤
- 障害物を追越す際の進路変更についての諸動作が遅い・しない

安全確認をして進路変更の合図を行う（合図⑤ 確認⑩）

安全確認後ハンドル操作を行う（ながら運転はNG）

（合図開始からハンドル操作までに3秒必要 不足⑤）

※ 合図前の安全確認とハンドル操作前の安全確認は別動作

必ず目視とミラーを使用する

- 障害物横を通過時の間隔が狭い・広すぎる

徐行せずに間隔が狭い②〇（徐行すれば狭くても可）

不動物は0.5m、移動物（人、自転車、停車中の車両）1.0m

障害物との間隔が広すぎて中央線を越える（車体全部 [危]）

- 追い越しを終えて元の位置に車線変更する動作

安全確認をして進路変更の合図を行う（合図⑤ 確認⑩）

安全確認後ハンドル操作を行う

（合図開始からハンドル操作までに3秒必要 不足⑤）

※ 合図前の安全確認とハンドル操作前の安全確認は別動作

必ず目視とミラーを使用する

- 車の流れに乗って制限速度を超える

指定された制限速度を5km以上超える②〇

- カーブ走行時に直線部分での減速が遅れ、カーブ走行中にブレーキをかける（速度、ブレーキの程度により⑩又は②〇）

以上、普通に路上コースを走行するだけでも注意すべき点があります。

ただ、受験者の皆さんには普通免許を取得する際に勉強してきているはずです。

次回は、右左折する際の注意点について解説します。

タクシー乗務員指導者に対する

普通2種免許取得研修者に対する指導のポイント（第4回）

前回は、乗車し発進・走行するまでを解説しましたが、今回は進路変更と右左折について解説します。

1 右左折とこの行為に伴う進路変更

場内・路上試験ともにコースを走行する際に右折、左折を規定回数以上行うよう

に設定されています。

コースを直進している際、右左折場所でいきなり方向指示器を点灯させてハンドル操作をして右左折すると周囲の通行車両に多大な迷惑と危険を及ぼします。

ただ、1種免許を取得して長期間運転していると自分勝手な判断操作が習慣づいてしまい、誤った運転動作に気づいていないことが多いのでもう一度基本を確認してください。

◎ 左折する際の手順

（赤色の数字はその行為を行わなかったり不適の場合適用）

左折する際のハンドル操作を行う前に準備が必要です。

○ 左折する前に左に進路変更を行う（しなければ⑩）

- 左折する交差点の30メートル以上手前で左後方の確認を行う⑩
- 左折合図を行う⑤
- 左後方の安全確認を行う⑩
- 合図を開始して3秒後に進行方向（前）を向いてハンドル操作を行う⑤
安全確認をしながらハンドル操作をした場合⑩
- 左折のための進路変更を行った際、左側端との間隔が広い場合（概ね1.0メートル以上空いていた交差点変更⑩）
- 左折合図を行う（進路変更後に左折する交差点から30メートル未満になつていれば進路変更時の合図を継続する）⑤
- 左折合図を継続したまま進行し、充分減速した後、左折する交差点で左折のハンドル操作をする前に巻込み確認を行う（目視とミラーを併用）⑩
減速が不十分でブレーキを使用しながら左折した場合（徐行違反⑩）
- 道路左側に沿って左折進行する（大廻り⑤、戻し遅れ⑩、右振り⑩）

- 左折時に横断歩道を横切る際の注意のポイント
 - 横断歩道上や両端に横断しようとしている歩行者がいないか
(いれば一時停止 [危])
- ※ 横断歩道付近の歩行者、自転車に対してはその動静をよく確認してください。
- ※ ここでよく質問されるのが「左への寄せが足りないって指摘されたんですけどどのくらい寄せるのですか」と聞かれますが、そもそもなぜ左に寄せるのか考えてみましょう。
皆さん「左側を走行している自転車やバイクの巻き込み事故を防ぐため」と答えますが、じゃあどのくらい寄せればいいのでしょうか。
受験者の中には左端ぎりぎりまで寄せてしまい、内輪差で後輪が縁石と接触したり、接触が怖くてハンドル操作が遅れ、大廻りになる方を見かけます。
しかし、そんなに難しく考えないで自転車が入ってこられないくらい寄せればいいのです。
普通自転車のハンドル幅は0.8mです。ですからこれより少し狭いくらいの位置に寄せれば自転車は入ってこれないはずです。(現実に入ってくる輩もいますが)
ちなみに道路左端に設置されている側溝の蓋の幅は0.6mなのでこの蓋を踏むか踏まないくらいまで寄せればOKです。(試験の際は)

◎ 右折する際の手順

(赤色の数字はその行為を行わなかったり不適の場合適用)

右折する際のハンドル操作を行う前に準備が必要です。

途中までは左折と一緒に

- 右折する前に左に進路変更を行う (しなければ⑩)
 - 右折する交差点の30メートル以上手前で左後方の確認を行う⑩
 - 右折合図を行う⑤
 - 右後方の安全確認を行う⑩
 - 合図を開始して3秒後に進行方向(前)を向いてハンドル操作を行う⑤
安全確認をしながらハンドル操作をした場合⑩
 - 進路変更後に中央線に寄っていない(概ね0.5m以上⑩)
 - 右折合図を行う(進路変更後に右折する交差点から30メートル未満になつていれば進路変更時の合図を継続する)⑤
 - 右折合図を継続したまま進行し、交差点の中心の直近の内側を通過し右折します(交差点の中心から大きく内側を通過したり⑤、中心の外側を大

廻りする⑤)

- 対向から直進して接近する車両の進行を妨害しない（対抗車両のブレーキ操作やハンドルでの回避動作があれば [危]）
- 右折時に横断歩道を横切る際の注意のポイント
 - 横断歩道上や両端に横断しようとしている歩行者がいないか
(いれば一時停止 [危])
 - 横断歩道を横切る前に横断歩道左右の安全確認をしない (10)
 - 片側 2 車線の交差点を右折する際に、右折後中央車線よりの車線に入り、その後左車線に移行した場合、ふらつき (10)

以上、右左折する際の注意のポイントを解説しました。

※ 過去 3 回と今回で実技試験に向けて解説しました。
技能試験は、筑後試験場と筑豊試験場で行われます。
路上試験なのでコースによって右左折の合図、準備（左寄せ・右寄せ）のタイミングが異なり、又交通状況も異なります。
コースの癖ではないですが、指定場所停車でよく使われる場所、U ターンの課題で気を付ける点など指導員の皆さんで検討してください。

なお、筑後自動車運転免許試験場の路上試験コースであれば多少はアドバイスできことがあるかもしれません。
お気軽にお問い合わせください。